

## 判決に対するコメント

H28.5.30

アグロカネショウ株式会社代理人

弁護士 村上 重俊

- 1 アグロカネショウ株式会社（以下「原告」）は、農薬の製造販売を主な事業とする東証一部上場会社で、東日本大震災直前の平成22年12月期の売上高（単体）約108億円、営業利益（単体）約10億円である。

原告の主力商品は、福島第一原子力発電所の至近距離（最も近いところで図上計測して約2キロメートル）の距離にある福島工場で製造しており、粗利益約40億円のうちの43・52%を福島工場で製造する製品によって得ていた。

- 2 福島第一原子力発電所の事故によって、原告の福島工場は閉鎖され、再開の見込みはない（一帯の「大熊東工業団地」は、環境省が整備する中間貯蔵施設として使用されつつある。）。

これに伴い原告は、福島工場で製造していた主力製品の製造ができなくなった。一部の製品については、国内外の同業他社に製造を依頼するなどして、平成23年4月13日以降、段階的に出荷を再開したが、同年3月11日から4月12日までの33日間、福島工場で製造していた製品の製造は完全にストップした。

この期間の逸失利益を約1億5744万円として、原告は平成24年12月3日、東京電力に対し逸失利益の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した（平成23年4月13日以降の損害については別途訴訟を提起する予定である）。

- 3 逸失利益の計算にあたっては、営業停止により失われた売上高から、営業停止により支払わずに済んだ原材料費、人件費等を差し引いて計算するのが一般的であり、原子力損害賠償紛争審査会が平成23年8月5日に定めた「中間指針」2

3頁以下にも同旨の記述がある。原告の請求額も、このようにして算定した金額である。

ところが、東京電力は、「原告が粗利益の43・52%を稼ぐ工場を停止させたのだから、この間、原告の総人件費も同じく43・52%少なくなっているはずである。」と主張し、上記33日間の逸失利益は2876万1849円であるとして、原告の請求額を争った。

しかし、そもそも平成22年12月31日時点における原告の総従業員数は252名（総人件費約13億7252万円）であるが、このうち福島工場に勤務していた従業員数は30名（その人件費合計約1億1180万円）と、総従業員数のわずか12%弱（金額ベースで8%強）にすぎない。しかも、福島工場の停止によって一旦雇用契約を解消した従業員は上記30名中の一部に過ぎないこともあって、原告の総人件費は43・52%も減少していない（上記33日分では約281万円の減少にとどまる。なお、この金額は、退職者に支払った退職金を考慮していない。）。

4 もし、東京電力のような考え方をとると、原告は1年あたり約6億円（総人件費の43・52%）の人件費を免れたとみなし、その分を賠償額から削ることになるが、現実には生じた人件費の減少が33日間で281万円との実態と大幅に異なり、原告に支払われる賠償金が実態に反し1年ごとに約5億6000万円も減らされるという効果をもたらすことになる。

なお、東京電力は、本件訴訟においてのみこのような主張をしているのではない。東京電力の作成した請求書式（判決書の別紙1…55～58頁に引用されている。）に沿って賠償額を算定すると、自然と東京電力の上記考え方に沿った賠償額が算定される仕組みになっていることから、東京電力は、すべての原発事故被害者に対し同様の主張を行っているものといえる。

5 しかし、本日言い渡された判決は、この点に関する東京電力の主張を、次のような表現で排斥し、賠償額から差し引くべきは実際に減少した人件費に限られるとした。(判決書44頁19行目)

「被告請求書式による算定方法による場合、福島工場に係る逸失利益の基礎額を導く過程で、全事業所の人件費及び賃料を控除し、福島工場の粗利益が全事業所の粗利益に占める割合(福島工場の事業所割合)を乗じ、その上で、本件事故後に支出した福島工場の人件費及び賃料を加算して、福島工場に係る逸失利益を求めることとなるところ、前記認定事実のとおり、平成22年12月31日時点で福島工場に勤務する従業員の数30名、原告の全役員及び従業員の数合計252名であり、福島工場勤務者は、原告の全社人員のうち約11.9%を占めるにすぎない一方、平成22年12月31日決算期における原告の全事業所の粗利に占める福島工場の粗利は、43.52%を占めているものである。そうすると、全事業所の人件費を控除した上で福島工場の事業所割合を乗じることが、結果として、福島工場の貢献利益を求める上で過剰に人件費を控除することとなるといわざるを得ない。また、このようにして算出した金額を基礎額として、本件事故後に負担した福島工場の人件費を加算しても、その過剰控除が解消されることはなく、福島工場の貢献利益として過少となるものである。

したがって、被告請求書式による算定方法は、福島工場の逸失利益を過少に算出するものであり、原告の事業の実態に沿うものでなく、これによって本件における損害賠償額を算定することは相当ではないというべきである。」

6 原告は、裁判中一貫してその不当性を主張してきた人件費の取扱いに関する東京電力の請求書式を、裁判所も不当と認定した意味で、本判決を高く評価している。

以上